

開放型病床入院から退院までの流れ

【平日 8:30~17:15】

TEL03-3429-1346 FAX03-3429-1702

関東中央病院へ開放型病床を利用して入院させたい患者について、電話連絡後、FAX・郵送等で「診療情報提供書」と「開放型病床入院届出書」を地域医療連携室へ送付願います。



関東中央病院より受け入れの連絡後、患者様を関東中央病院へ向かわせてください。
紹介患者窓口で対応いたします。



患者様、診察後に開放型病床へ入院。
病院担当医(主治医)が決まり次第、地域医療連携室より連絡を差し上げます。



入院している患者様を訪問し、診療・指導を行う前に、あらかじめ関東中央病院地域医療連携室(平日 8:30~17:15 電話 03-3429-1346)へ訪問日時を連絡願います。診療時間は平日午後 1 時~午後 4 時となります。時間外・土日祝日・年末年始は、ご相談に応じます。



訪問診察当日は紹介患者窓口へお寄りください。地域医療連携室職員のご案内いたします。
地域登録医室で白衣に着替え、登録医名札を着用し、病棟で当院主治医と共に診療・指導願います。



当院主治医と共同で診療・指導等を行った後、先生の所属する医療機関の診療録に診療・指導の記載をお願いいたします。

→ 開放型病院共同指導料(I)350点を算定できます。



一日一回算定できます

退院については、病院主治医が決定します。
患者退院時に診療情報提供書を作成し、患者様にお持ちいただくか、先生へ郵送いたします。

開放型病床Q&A

Q. 開放型病床とは？

- A. 登録医と関東中央病院医師が、診療及び指導を共同して行うことのできる病床です。
開放型病床を利用し患者様を入院させることができるのは、関東中央病院の登録医になられている先生です。
入院された患者様に関東中央病院医師と共同で診療・指導を行い、先生の所属する医療機関の診療録に診療・指導の記載をすると保険点数を算定できます。

→ 開放型病院共同指導料(I)350点

一日一回算定できます

Q. 開放型病床は何床？

- A. 開放型病床を5床用意しています。

Q. 開放型病床は関東中央病院の登録医しか利用できないのか？

- A. 登録医の先生を対象としております。

Q. 患者の主治医は？

- A. 患者の主治医は関東中央病院医師です。
紹介していただいた登録医の先生へ診療経過連絡を怠らないよう注意し、入院加療の必要が無くなった場合は、退院を決定いたします。退院後の治療方針についてもお話し合ってください。

Q. 共同診療・指導はいつでも良いのか？

- A. 共同診療・指導は、原則として平日午後1時～午後4時の間です。
(上記以外の日時を希望される場合はご相談ください。)
事前に地域医療連携室宛に来院日時のご連絡をいただくようお願いいたします。
最初に地域医療連携室にお立ち寄りいただき、地域登録医室で白衣、登録医名札を着用された後、病棟にて、関東中央病院医師と診療・指導を行っていただきます。
また、関東中央病院電子カルテを閲覧できるIDとパスワードをお渡しします。

Q. 病棟で何をすればよいのか？ 電子カルテは使えるのか？

- A. 関東中央病院医師と共同で患者様へ診療・指導を行ってください。
電子カルテの閲覧は出来ませんが、入力できません。

Q. 開放型病院共同指導料(I)350点を算定するには？

- A. 関東中央病院医師と共同で患者様へ診療・指導を行い、先生の診療所の診療録に診療・指導の記載することが必要です。これにより一日一回、開放型病院共同指導料(I)350点を算定できます。

※ 単独の診療・指導では算定できません。
診療録に診療・指導の記載が無いと算定できません。
開放型病床に入院していることが必要です。

Q. 開放型病床以外のベッドに入院し、共同診療・指導した場合、開放型病院共同指導料(I)350点を算定できるのか？

A. 届け出ている開放型病床に入院していることが算定条件ですので、開放型病床以外の入院患者では算定できません。

Q. 開放型病院共同指導料(I)350点の患者からの徴収は？

A. 退院後、先生の診療所で患者様より徴収願います。

Q. 開放型病床を利用するにあたり注意することは？

A. 開放型病床の利用・開放型病床共同指導料について、患者様へご説明をお願いいたします。

Q. 開放型病床が満床の時、患者を入院させられないのか？

A. 満床時には、一般病床でお受けいたします。